**令和６年度　障がい者虐待防止・権利擁護研修　募集要項**

**＜障がい福祉サービス事業所等コース＞**

１．目　的

　　「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者虐待の防止に関する基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について、理解を深めるための研修。

※本研修は必須研修ではありません。本研修の内容を、事業所内での虐待防止の措置や研修等の

実施に活用いただくことを目的としています。

２．対象者

・**間接的防止措置先である学校、保育所等、医療機関において、研修内容を職場内職員に伝達・周知できる方。（講義の内容は障がい福祉サービス事業所等の方向けの内容となります）**

※障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の

　　長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられております。

※本研修は、できるだけ管理者の方の受講をお願いしておりますが、事業所内に周知いただける方であれば管理者以外の職員の方も受講いただけます。

※大阪府外の事業所の方は受講いただくことができません。

３．研修日程と実施方法

①講義：動画配信（YouTube）

令和６年９月30日（月）～令和６年11月29日（金）

②講義に係る受講後アンケート

　　令和６年９月30日（月）～令和６年11月29日（金）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **内　容** | **日　程** | **実施方法** |
| 【講義】 | 令和６年９月30日（月）  ～ 令和６年11月29日 （金） | 動画配信（YouTube） |

※厚生労働省及び大阪府作成のＹｏｕＴｕｂｅ動画をそれぞれ視聴いただきます。受講決定者宛てに別途視聴先ＵＲＬを送付します。

４．受講コース及び受講定員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **対象者** | **受講コース** | **定員** |
| 学校、保育所等、医療機関に従事している方等 | 講義のみコース　　講義＋受講後アンケート | なし |

※１事業所あたり１名でお申込みいただき、事業所内で動画・資料の共有や伝達研修等を実施していただきますようお願いいたします。

５．受講費用

無料。ただし、インターネット等の通信料や研修で使用する資料の印刷代等、受講にかかる費用は

受講者のみなさまの負担になります。

６．研修内容（※内容や表題は今後変更になる可能性があります）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | | **内容・備考等（予定）** | **時間** |
| 講義：動画配信  （YouTube）  令和６年９月30日（月）～令和６年11月29日（金）の期間内にご視聴ください。  ※厚生労働省及び大阪府作成の動画をそれぞれ視聴いただきます。受講決定者宛てに別途視聴先ＵＲＬを送付します。 | 厚生  労働省  作成 | 「障害者虐待総論－成立までの経過、社会的意義」 | 30分 |
| 「障害者虐待防止法の概要」 | 45分 |
| 「性的虐待の防止と対応」 | 30分 |
| 「身体拘束等の適正化の推進」 | 30分 |
| 「通報の意義と通報後の対応  ～通報はすべての人を救う～」 | 30分 |
| 「法人・事業所の理念と管理者の役割」 | 30分 |
| 「虐待を防止するための日常の取組みについて①」 | 30分 |
| 「虐待を防止するための日常の取組みについて②  ～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～」 | 30分 |
| 「通報プロセスについて（通報した場合の準備含む）」 | 30分 |
| 「障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と  虐待防止責任者の役割」 | 30分 |
| 「虐待防止委員会の実際の運営について」 | 30分 |
| 大阪府  作成 | 「当事者・家族の声」 | 調整中 |
| 「ヤングケアラーの現状と取組み」 | 30分 |
| 受講後アンケート  令和６年９月30日（月）～令和６年11月29日（金）の期間内にご回答ください。 | | ヤングケアラーに係る動画について、アンケートを回答していただきます。  60分でタイムアウトし、途中で一時保存ができないため、Ｗｏｒｄ等に適宜保存する等、対応してください。  回答先URLについては後日案内いたします。 |  |

７.受講申込方法

大阪府行政オンラインシステムによりお申込みください。

なお、研修を受講するにあたり配慮を要する方は、大阪府行政オンラインシステムにその旨ご入力ください。

※FAXやメール、郵送での申込みは受け付けていません。

※受付期間を過ぎると申込み用ＵＲＬが無効になります。入力項目が多数ございますので、時間に余裕をもってお申込みくださいますようお願いします。

**＜受付期間＞**

**令和６年８月１日（木）10：００から８月23日（金）２３：５９まで**

**【申込み方法】**

・大阪府ホームページの「大阪府行政オンラインシステム」から申込みができます。「大阪府　権利擁護研修」で検索してください。もしくは下記ＵＲＬ又はＱＲコードからアクセスしてください。

・申込みにあたっては、下記の【**よくあるお問合せ】を必ずご確認ください。**

・講義動画のURLをお送りしますので、動画視聴可能なメールアドレスを入力して申込みください。

・申込み完了後、自動返信メールがシステムメールアドレスから届きます。

**ご自身のメールアドレスの入力間違いには十分ご注意ください。**

＜大阪府行政オンラインシステム＞

令和６年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修【学校・保育所等の長、医療機関の管理者等（講義）コース】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/0716f82f-9e18-41e6-947e-08d249921e17/start>

ＱＲコード

８．申込み後から受講までの流れ　（※現時点の予定のため、前後する可能性があります。）

受講決定通知、講義動画視聴用ＵＲL及びダウンロード用研修資料の公開等について適宜メールにて送付します。

　　　　メールは以下のメールアドレスから行いますので、予め受け取れるよう設定のうえでお待ちくださいますようお願いします。

[syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp)

●９月18日頃　受講決定通知

●９月30日頃　講義動画視聴用YouTube URLの送付

９．個人情報の保護

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。

1０．その他

　・本研修は、資格研修及び必須の研修ではありません。修了証書の交付はありません。

　・本要項上の対象者とならない方からのお申込みがあった場合は、申込み完了後であっても受講を

キャンセルさせていただきますのでご了承ください。

・事前に研修方法の変更や延期・中止が決定した場合など、各種お知らせは、大阪府ホームページ　「令和６年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」内に掲載します。

　・**講義動画のＵＲＬや研修資料には著作権があり、拡散禁止です。事業所内での資料の共有に限ります。**

1１．受講問合せ

○研修の申込に関すること

府民お問合せセンター(ピピっとライン)

　　　　電話　０６－６９１０－８００１

平日　午前９時～午後６時、土日祝日を除く

○研修の内容に関すること

大阪府福祉部障がい福祉室　障がい福祉企画課　権利擁護グループ　（担当：中筋、蔭山）

電話　０６－６９４４－６２７１

平日　午前９時～午後６時、土日祝日を除く

　※事務局では、視聴環境を整えるための技術的な問合せ（インターネット、パソコン等の設定操作等）はお受けできません。

（参考）

＜大阪府ホームページ　「令和６年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」＞

URL　<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

【よくあるお問合せ】

|  |  |
| --- | --- |
| **質問** | **回答** |
| Q1.昔受講したことがあるが、今年も受講可能か？ | 過去の受講の有無を問わずご受講いただけます。 |
| Q2.同じ事業所から２名で申込みたいが可能か？ | １つの事業所から１名までの申込みとしてください。 |
| Q3.期間内に申込みが完了したら、全員受講が可能か？ | 期間内にお申込みが完了していれば、全員受講いただけます。講義動画は、厚生労働省及び大阪府作成のYouTube動画をそれぞれ視聴いただくこととしています。動画のURLを受講者にメールで送付しますので、お申込みは１つの事業所から１名までとしますが、事業所内での動画・資料の共有に活用いただくことは可能です。 |
| Q4.事業所は他府県だが大阪府に住んでいる。受講可能か？ | 所在地が大阪府内である事業所の方を対象にしていますので、他府県に事業所がある場合は受講いただけません。 |
| Q5.講義動画の視聴に要する時間はどれぐらいか？ | 講義動画が13テーマ（厚生労働省作成：11テーマ、大阪府作成：2テーマ）で合計約６時間です。（撮影状況により、当初予定より前後する可能性があります。ご了承ください。）  テーマごとに視聴いただくなど、動画の視聴を数日に分けていただいてもかまいません。 |